

契 約 書

有限会社プラネットマインド 代表取締役 志村正彦（以下甲という）は、
（以下乙という）を相互の信頼関係に基づきパートナーとして、以下の通り契約を締結する。

【 第1条 】

乙は、甲に対し、相手方のビジネス構築、会社を軌道にのせるべく必要な援助をパートナーとして、積極的に行うことに合意するものとする。

【 第2条 】

甲乙双方は、ビジネス活動を行うさい、相手方の信用保持に留意し、これを傷つけるような行為をしてはならない。

【 第3条 】

1. 甲乙双方は、本契約の事実内容、本契約にもとづきビジネス構築など業務上知り得た秘密及び情報を相手方の了解なしに第3者に漏洩してはならない。
2. 甲乙双方は、相手方の了解なしに1項の秘密及び情報にもとづき第3者と取り引きするなど、相手方の不利益となる一切の行為をしてはならない。

【 第4条 】

甲は、乙に対し下記の通りの報酬を支払うものとする。

*ビジネス活動の援助について、成約件数、契約金額を参照し、回収済みの金額の範囲で、その都度甲乙協議の上定めた額を乙の指定の口座に振り込むものとする。

【 第5条 】

乙は、いかなる場合においても、甲を代表し、あるいは甲を代理して第3者と契約を締結する権限を有しない。

【 第6条 】

乙は、パートナーとして相手方のビジネス活動援助の営業時間中はもちろん、営業時間外においても、交通事故その他の原因により損害を受けた場合、その原因のいかんにかかわらず、乙は、相手方に対し損害補償等の責任を負わない。

【 第7条 】

甲乙双方が、本契約に基づくビジネス活動に関し、相手方または第3者に損害を与えた場合は、その理由のいかんにかかわらず、甲乙各自は自己の責任においてこれを処理し、相手方に対し賠償の責に任ずるものとする。

【 第8条 】

損害賠償等、甲乙間に紛議が生じた際は、甲の居住地の管轄裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

【 第9条 】

1. 甲は、相手方が本契約に違反したときは、甲は本契約を相手方に対し催告なしに解除できるものとする。
2. 乙は、本契約解除を理由として相手方に対し損害賠償を請求することができない。

【 第10条 】

1. 本契約の期間は、締結の日から1ヶ年とする。
但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかより申し出のない限り更に1年間延長するものとし以後も同様とする。
2. 本契約の期間満了後についても第3条の規定は有効とし、その取り扱いの詳細については満了の時点で甲乙で協議する。

【 第11条 】

本契約に定めのない事項及び本契約の条項と疑義が生じた事項については、甲乙信義・誠実の原則により協議の上、解決する。

約定の証しとして本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日
(甲) 有限会社プラネットマインド
代表取締役 志村正彦

(乙)